

企業主導型保育事業（整備費）完了報告の手続きについて

1. 完了報告について

整備費助成決定事業者は、工事の完了から起算して1か月を経過する日又は平成29年4月10日のいずれか早い日までに企業主導型保育事業（整備費）完了報告を電子申請システムにおいて行う必要があります。

電子申請システムの電子申請メニューから手続きをお願いします。なお、紙媒体で申請・助成決定が行われたものについては、電子申請システムへのデータ移行を行うため助成決定日から概ね2週間経過した日から入力が可能となります。

また、振込銀行口座情報の入力も併せてお願いします

※企業ID登録が未だ終わっていない場合には、早急に手続きをお願いいたします（電子申請によるものは、助成決定後から入力可能です）。



The screenshot shows the '電子申請メニュー' (Electronic Application Menu) for '平成28年度' (Heisei 28 Fiscal Year). The '整備費' (Equipment Costs) section is highlighted, showing the following options:

- 【助成申込】
 - 助成対象等の確認
 - 助成申込(運営費)
- 【助成決定後】
 - 月次報告(運営費)
 - 概算交付申請(運営費)

Below the '整備費' section, there is a callout box stating: **当協会ではデータ移行を行った後は、事業完了報告（整備費）が電子申請で行えます。**

At the bottom of the menu, there is a section for '振込銀行口座情報' (Bank Transfer Account Information) with the option: **振込銀行口座情報**. A callout box below this section states: **振込銀行口座情報の登録もお願いします。**

3. 添付（アップロード）書類

| 提出書類 | 説明 |
|---|--|
| ① 工事請負契約書（写） | 工事期間中に契約内容の変更があった場合には、変更契約書も含めた最終的なものを提出願います。 |
| ② 工事完了を確認するに足る検査済証（建築基準法第7条第5項の規定による検査済証）の写（不要の場合は、その理由書） | 内装工事等のため検査済証が無い場合には、その旨を理由書に記載願います。 |
| ③ 配置図（施設に隣接する建物、道路等を明記したもの）及び市町村の地図 | 配置図に屋外遊戯場の面積を記載して下さい（手書きで構いません）。屋外遊戯場に代えて公園等を使用する場合には、その公園等の場所が分かるように地図上に「屋外遊戯場として代用」と記載し、使用面積の記載をお願いします（手書きで構いません）。 |
| ④ 施設の平面図（各部屋別に室名、用途及び面積を明記したもの）及び立面図 | 室名及び面積は、定員区分に応じて必要となる乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の別が分かるように記載ください。併せて、各部屋の必要面積（例 乳児○人×3.3㎡=○㎡）を記載願います。 |
| ⑤ 建物内外主要部分の写真 | 避難階段等安全に係る部分についての写真も添付願います。 |
| ⑥ 建物の引き渡しに係る検収調書（又はそれに代わるもの）の写 ※事業が2か年にわたる場合には、工事の進捗状況を証明する書類（任意様式）を提出して下さい。 | ※工事が2か年にわたる場合には、工事の進捗に応じた金額で精算し、平成29年度に残りの分について再度助成申請していただきます。工事の進捗状況を記した書類は、監理を行っている設計士又は工事請負事業者等に作成してもらって下さい。 |
| ⑦ 金融機関の振込通知書等支払いを確認できるものの写 | 振込が終わっていない場合には、請求書の写しを添付の上、後日、振込通知書等支払いを確認できるものを提出願います。 ※工事が2か年にわたるため支払い時期にない場合にはその旨を記載した書類を提出願います。 |
| ⑧ 企業主導型保育事業（整備費）完了報告チェックリスト | 主に助成決定の内容との変更点の確認に活用します。 |
| ⑨ 平成28年度企業主導型保育事業（整備費）請求書 | 請求額は、「精算額（助成決定額が上限）－既受領額（概算交付があった場合）」となります。助成決定額の全額が概算払いされている場合は不要です。 |
| ⑩ 振込銀行口座申込書及び通帳（口座名義がカタカナで書いてある頁）の写し ※概算払い申請等で既に提出いただいている場合には不要です | 口座名義は助成申込者と同一名義として下さい。 ※ネットバンク等により通帳が無い場合には、口座番号、口座名義（カタカナ記載）が記載された登録画面等を提出願います。 |

4. 精算払い

審査終了後、1か月以内に交付（支払い）を行います。助成決定額、実績額、精算額、概算額及び請求額の関係は次のとおりとなりますので参考にして下さい。

○請求額の参考例

| No | 助成決定額 | 実績額 | 精算額 | 概算払額 | 請求額 |
|----|-----------|-----------|-------------------------|-----------|-------------------------|
| 1 | 20,000 千円 | 20,000 千円 | 20,000 千円 | 0 千円 | 20,000 千円 |
| 2 | 20,000 千円 | 25,000 千円 | 20,000 千円 ^{※1} | 0 千円 | 20,000 千円 |
| 3 | 20,000 千円 | 15,000 千円 | 15,000 千円 ^{※2} | 0 千円 | 15,000 千円 |
| 4 | 20,000 千円 | 20,000 千円 | 20,000 千円 | 10,000 千円 | 10,000 千円 |
| 5 | 20,000 千円 | 25,000 千円 | 20,000 千円 | 10,000 千円 | 10,000 千円 |
| 6 | 20,000 千円 | 15,000 千円 | 15,000 千円 | 10,000 千円 | 5,000 千円 |
| 7 | 20,000 千円 | 5,000 千円 | 5,000 千円 | 10,000 千円 | △5,000 千円 ^{※3} |
| 8 | 20,000 千円 | 20,000 千円 | 20,000 千円 | 20,000 千円 | 0 千円 |
| 9 | 20,000 千円 | 18,000 千円 | 18,000 千円 | 20,000 千円 | △2,000 千円 ^{※4} |

※1：助成決定額を実績額が上回った場合には、助成決定額が精算額となります。

※2：助成決定額を実績額が下回った場合には、実績額が精算額となります。

※3：事業の遅れ等により、平成 28 年度の実績額（進捗割合）が概算払額を下回った場合には、差額の返還が必要となります。その場合には納付書を送付いたします（進捗遅れ分は平成 29 年度に再申請となります）。

※4：全額概算払いを行った場合で実績額が概算払い額を下回った場合には、差額の返還が必要となります。その場合には納付書を送付いたします。

<問い合わせ>

公益財団法人児童育成協会 両立支援事業部

照会用メール：syokai@kigyounaihoiku.jp

提出用メール：shinsei@kigyounaihoiku.jp

電話：03-5766-3801（平日：9:30～17:30）